総括基準(旧緊急時避難準備区域の滞在者慰謝料等について)

(総括基準)

本件事故発生時に旧緊急時避難準備区域に居住していた者のうち、中間指針第3の6の指針IからVまで、中間指針第二次追補第2の1(2)の指針I及びII並びに総括基準(避難者の第2期の慰謝料について、精神的損害の増額事由等について)に基づく慰謝料支給要件を満たさない期間(ただし、旧緊急時避難準備区域の外に確定的に転居・移住した後の期間を除く。)がある者については、当該期間について、仲介委員の定めるところにより、次の1)又は2)のいずれかに掲げる慰謝料を賠償する。

1) 平成23年3月11日から平成23年9月30日まで 月額10万円

(平成23年3月分は1か月分の10万円を賠償する。) 平成23年10月1日以降 月額8万円

この基準による場合は、当該期間中の生活費の増加費用 (低額とはいえないものに限る。)については、当該慰謝 料に含まれておらず、別途賠償を受けることができるもの と扱う。

2) 平成23年3月11日以降 月額10万円 (平成23年3月分は1か月分の10万円を賠償する。) この基準による場合は、1) の基準による者との間に看過 し難いほどの顕著な不公平が生じない限り、当該期間中の 生活費の増加費用の全額が、当該慰謝料に含まれているも のと扱う。

以上